

平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3359

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B9	特定健康診査等実施事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	特定健康診査等実施事業費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の4、第75条 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条			戦略項目	03 医療の安心		
						分野施策	010301 生涯を通じた健康の確保		
<p>1 事業の概要</p> <p>生活習慣病の発症を予防し、医療費の適正化を図るため、平成20年度より医療保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。</p> <p>これらの円滑な実施を支援するため、県は国民健康保険法第72条の4により、市町村に対し、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。</p> <p>国民健康保険組合については、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を上限に予算の範囲で補助。</p> <p>市町村の所要額が当初予算を下回ったため。 特定健康診査等実施事業費負担金 190,938千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>生活習慣病の発症を予防し医療費の適正化を図るため、(1)特定健康診査及び(2)特定保健指導を実施する国民健康保険の運営主体である市町村及び国民健康保険組合の支援。</p> <p>1)特定健康診査は、生活習慣病の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施。</p> <p>2)特定保健指導は、特定健康診査で抽出された対象者が自らの健康を振り返り、問題点を認識して、生活改善を行うため実行可能な目標を立てられるよう支援することを目的とする。</p> <p>ア 市町村 1,117,101千円 イ 国民健康保険組合 39,800千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>国が定めた「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に平成29年度の目標実施率が明示。</p> <p>ア 平成29年度目標受診率</p> <p>(ア) 市町村：特定健康診査受診率60%、特定保健指導受診率60% (イ) 国民健康保険組合：特定健康診査受診率70%、特定保健指導受診率30%</p> <p>イ 平成26年度目標受診率</p> <p>(ア) 市町村：特定健康診査受診率40%、特定保健指導受診率20% (イ) 国民健康保険組合：特定健康診査受診率53%、特定保健指導受診率15%</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>生活習慣病の発症を予防することで、医療費適正化が図られる。</p> <p>(4) 受診率向上に向けた取組</p> <p>県特別調整交付金を活用することにより市町村のインセンティブを高め、受診率の向上を図る。</p> <p>(5) 補正予算の概要</p> <p>市町村の所要額が当初予算を下回るため、減額補正を行うもの。 市町村所要額 926,163千円</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(1) 国1/3(県1/3)市町村 1/3 (2) 国1/3(県1/3)国民健康保険組合1/3 (国、県は1/3を上限に予算の範囲内で補助)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>普通交付税(単位費用) (区分)高齢者保健福祉費(細目)高齢者保健費 (細節)高齢者保健費(積算内容)医療費適正化推進費 (特定健康診査・保健指導負担金)</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×1人=9,500千円</p>									
財 源 内 訳									
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	190,938							190,938	965,963
現計額	1,156,901							1,156,901	